

平成 30 年 2 月 9 日

各 位

とびうめ信用組合

## お客さま情報が登録された業務用携帯電話の紛失について

平成 30 年 1 月 19 日に公表させていただきました、業務用携帯電話の紛失事案につきまして、その後、個人情報の取扱に関する認識の強化や取扱いマニュアルの改正などの再発防止の取り組みをしておりましたが、今般、当組合の小郡支店におきまして業務用携帯電話 1 台を紛失する同様の事故を発生させてしまいましたので、改めて公表させていただきます。

日頃より当組合をご信頼いただき、お取引いただいております皆さまに多大なご迷惑とご心配をお掛けしましたことを、誠に申し訳なく心より深くお詫び申し上げます。

当組合といたしましては、再発防止の取り組み期間中に同じような事故を発生させてしまったことについて厳粛に受け止め、二度とこのような事態を起こさぬよう、お客さまの信頼回復に向けて役職員一同、全力を挙げて再発防止に努めてまいります。

### ○紛失の概要

(1) 紛失した営業店

小郡支店

(2) 紛失した物品

業務用携帯電話 1 台

(3) 登録されている情報

氏名、電話番号

※ 住所等上記の情報以外は、一切登録しておりません。

(4) 登録されていた件数

約 150 件

(5) 通信停止等の対応日時

紛失した携帯電話の最終使用時刻：平成 30 年 2 月 2 日(金) 午後 2 時 36 分

通信事業者による停止措置時刻：平成 30 年 2 月 2 日(金) 午後 5 時 46 分

※ 通信事業者による停止措置以降は、電話機本体の使用はできなくなっております。

## ○お客さまへの影響

これまでの内部調査の結果、今回紛失した業務用携帯電話には、約 150 件のお客様の氏名および電話番号が登録されていたものと考えております。

すでに、電話機本体は通信事業者を通じ使用停止措置をしており、電話機本体の使用はできません。また、紛失した携帯電話の最終使用時から、通信事業者による停止措置までの間についても、通話した記録がないことが通信事業者への照会で確認されております。

さらに、電話機へはキーロック設定（暗証番号入力による使用制限）を実施しており、登録されていた電話番号等のお客様情報が、拾得者等に不正に利用される可能性は低いものと考えております。（SD カード等の記録媒体についても使用していません。）

なお、これまでのところ、今回の事態に関しまして、お客様の情報が不正に使用されたのご連絡やお問い合わせはございません。

つきましては、不審な電話等には十分にご注意いただき、万一の際は当組合または警察へご相談いただきますようお願いいたします。

## ○お客さまへの対応

本件につきまして、ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせいただきますようお願いいたします。

<本件についてのお問い合わせ窓口>

本部 業務部 TEL : 092-483-7300

受付時間 : 平日 9 : 00 ~ 17 : 00